

平成十四年法律第一百五十八号

国立研究開発法人科学技術振興機構法

目次

第一章 総則（第一条～第九条）

第二章 役員及び職員（第十一条～第十九条）

第三章 運用・監視委員会（第二十条～第二十一条）

第四章 業務（第二十三条～第三十条）

第五章 財務及び会計（第三十一条～第三十五条）

第六章 雑則（第三十六条～第四十条）

第七章 罰則（第四十一条～第四十三条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であつて、企業化されていないものをいう。

第三条 この法律において「基盤的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。

一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発

二 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

三 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業的規模において実施することにより、これを企業化することができるようすることをいう。

四 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

第五条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人科学技術振興機構とする。

（機構の目的）
第六条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤

的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国

立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第一項第五号において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大

学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤

の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

（国立研究開発法人）

（研究開発法人）

（運営業務）

（監視業務）

（運用業務）

（監視委員会）

（監事）

（役員）

（監事）

（持分の払戻し等の禁止）

第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

九条 機構でない者は、科学技術振興機構といふ名称を用いてはならない。

（名称の使用制限）

（役員の欠格条項の特例）

第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

（役員）

（監事）

（理事の任期）

第十三条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十二条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十四条 通則法第二十二条の規定にかかるわらう。教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

（役員の欠格条項の特例）

（監事）

第一百五十八号) 第十四条及び第十五条」とする。

(理事長及び理事の禁止行為)

第十七条 理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもつて、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けたために、寄託金運用業務等に関する契約を機構に締結させること。

二 機構に、自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を取得させ、又は寄託金運用業務等に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようさせること。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 機構の役員及び職員は、第二十三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる業務並びに同項第十二号に掲げる業務(同項第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。)並びに同条第二項に規定する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

三 前二号に掲げる業務に係る職務(役員及び職員の地位)機構の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(運用・監視委員会の設置及び権限)

第二十条 機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。

2 第一号から第三号までに掲げるもののうち寄託金運用業務等に関する事項及び第四号に掲げるもののについては、運用・監視委員会の議を経なければならぬ。

一 通則法第三十五条の五第一項に規定する中長期計画

三 通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画

四 第二十九条第一項に規定する基本方針

3 運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視する。

4 運用・監視委員会は、前二項に定めるもののほか、寄託金運用業務等に関して、理事長の諮問

に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運用・監視委員会の組織)

第二十二条 運用・監視委員会は、運用・監視委員五人以内をもつて組織する。

(運用・監視委員)

第二十三条 運用・監視委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 運用・監視委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間にとする。

3 運用・監視委員は、再任されることができ

る。

4 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるものを除く。)のほか、第十五条第三号又は第四号に該当する者は、運用・監視委員となることができない。

5 第十八条及び第十九条並びに通則法第二十一条の四並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、運用・監視委員について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「文部科学大臣は」と、同条第一項中「前条」とあるのは「国立研究開発法人科学技術振興機

構法第二十二条第四項」と読み替えるものとする。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

二 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

四 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。

五 国立大学法人から寄託された業務上の余裕金(第二十六条及び第四十二条第三号において「国立大学寄託金」という。)の運用を行ふこと。

六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

七 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。

八 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務(大学における研究に係るもの)を行うこと。

イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務

ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと(當利を目的とする団体が他の當利者との間で行う場合を除く。)についてあつせんする業務

甲 二に掲げるものばかり、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に關し、必要な人の及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るもの)を除く。)

九 前二号に掲げるものばかり、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に關し、必要な人の及び技術的援助を行い、並びに科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

十 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人の及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

十一 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人の及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

三 機構は、前項の業務のほか、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律(令和四年法律第五十一号)第六条に規定する業務を行う。

四 機構は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律(令和四年法律第五十一号)第六条に規定する実施方針に従つて、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務(同法第六条第二号に掲げるものを除く。第三十二条第三項において「特別助成業務」という。)を一定程度的に行なわなければならない。

五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二条)に規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。)につては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

六 第二十二条第一項に規定する中長期計画(第二十二条第一項に規定する中長期計画)において「特別助成業務」という。)を一定の期間に亘り、前項に規定する業務と同様に実施しなければならない。

七 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二条)に規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。)につては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

八 第二十二条第一項に規定する中長期計画(第二十二条第一項に規定する中長期計画)において「特別助成業務」という。)を一定の期間に亘り、前項に規定する業務と同様に実施しなければならない。

九 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二条)に規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。)につては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

十 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二条)に規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。)につては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

十一 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二条)に規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。)につては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

十二 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二条)に規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。)につては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

十三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二条)に規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。)につては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

(基金の設置等)

第二十五条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条第一項各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び第三十一条第三項において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

3 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

4 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

5 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

6 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

7 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

8 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

9 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

四 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

五 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。）の取得又は付与（第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

六 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。）の売買（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

七 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。）の取得又は付与（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

八 第一号及び前三号に定めるものほか、デリバティブ取引であつて政令で定めるもの（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

（助成勘定に属する資金の運用）

第二十七条 機構は、助成業務（第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に属する資金を運用するに当たっては、前条各号に掲げる方法以外の方針によつてはならない。

助成勘定に属する資金の運用（以下「助成資金運用」という。）については、通則法第四十一条の規定は、適用しない。

（助成資金運用の基本指針）

第二十八条 文部科学大臣は、助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようとするための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 助成資金運用に関する基本的な方針

二 助成資金運用における資産の構成の目標に関する基本的な事項

三 助成資金運用に必要な資金の調達に関する事項

四 助成資金運用に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

五 その他助成資金運用に関する重要な事項（助成資金運用の基本方針等）

第二十九条 機構は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、基本指針に基づき、運用の目的その他の文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときは、同様とする。

二 文部科学大臣は、前項に規定する基本方針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 助成資金運用の長期的な観点からの安全かつ効率的な実施に資するものであること。

二 基本指針に照らし適切なものであること。

三 この法律（これに基づく命令を含む。）その他他の法令に反するものでないこと。

四 機構は、第一項の認可を受けた基本方針に従つて、助成資金運用を行わなければならない。

五 機構は、第二十六条第三号に掲げる方法により助成資金運用を行う場合は、当該運用に関する信託契約及び投資・任契約の相手方に對して、協議に基づき第一項の認可を受けた基本方針に沿つて契約を履行すべきことを、文部科学省令で定めるところにより、示さなければならない。

六 文部科学大臣は、第一項の認可をした基本方針が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。

（特に必要がある場合の文部科学大臣の要求）

第三十条 文部科学大臣は、助成資金運用の安全かつ効率的な実施のため特に必要があると認めることは、機構に対し、助成資金運用の方法を見直しその他の必要な措置をとることを求める

2 基本指針における積立金の額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の中長期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

五 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次回の定期評議会の開催日より算出する。

六 文部科学大臣の認可を受けた金額を納付しなければならない。

（区分経理）

第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 寄託金運用業務

二 助成業務

三 文献に係る第二十三条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文献情報提供業務」という。）

四 前三号に掲げる業務以外の業務

2 寄託金運用業務に係る業務上の余裕金の運用については、第二十七条の規定を準用する。

三 機構は、第二十五条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第三十二条 寄託金運用業務に係る勘定（次項において「寄託金運用勘定」という。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

2 寄託金運用業務に係る業務の運用については、第二十七条の規定を準用する。

三 機構は、第二十五条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第三十三条 寄託金運用勘定（次項において「寄託金運用勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

2 機構は、寄託金運用勘定において、通則法第三十二条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務とあるのは、「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは、「同項」と読み替えるものとする。

4 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次回の定期評議会の開催日より算出する。

5 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次回の定期評議会の開催日より算出する。

6 文部科学大臣の認可を受けた金額を納付する場合に充てる場合」とあるのは、「政令で定める同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定める同項により計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

7 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは、「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは、「同項」と読み替えるものとする。

8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは、「前条第一項第四号に掲げる業務」と、第五項中「前二項」とあるのは、「同項」と読み替えるものとする。

9 前各項に定めるもののか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び科学技術振興機構債券）

第三十四条 機構は、助成業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は科学技術振興機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができ

2 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3	前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
4	機構は、文部科学大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
5	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
6	前各項に定めるもののほか、機構債券に関する必要な事項は、政令で定める。
	（債務保証）

1	政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受け入れに関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く）について保証することができる。
2	（償還計画）
3	機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
4	第六章 雜則
5	（財務大臣との協議）
6	第三十五条 機構は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。
7	第三十六条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
8	第三十七条 関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。（機関行政機関の長の協力）
9	第三十八条 機構は、解消した場合においては、機構の債務を弁済してなお残余財産があるときは、その債務を弁済する場合における残余財産の分配等）
10	四 第三十二条第三項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）又は第四項の承認をしようとするとき。
11	（執行期日）
12	附 則 抄

1	（事業団の解散等）
2	四 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
3	一 附則第六条から第九条まで及び第十二条の規定 平成十五年十月一日
4	（事業団の解散等）
5	第二条 科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散する

6	当該残余財産の額のうち、第三十一条第一項各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。
7	前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。
8	第一項の規定による分配の結果なお文献情報提供勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。
9	（主務大臣等）
10	第三十九条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。
11	第七章 罰則
12	第四十条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。
13	第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
14	第四十三条 第九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
15	（機構への出資）
16	第三条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の権利、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額（以下「旧一般勘定純資産額」という。）に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に對し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。（持分の払戻し）
17	第四条 前条第一項又は第五項の規定により政府及び義務を承継した場合において、その承継の権利、旧文献勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
18	第五条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の権利、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額（以下「旧一般勘定純資産額」という。）に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に對し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
19	第六条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の権利、旧文献勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文献情報提供業務に必要な資金に充てるべき機構の出資証券の上に存在する。
20	第七条 事業団の解散については、旧事業団法第四十九条第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行わない。
21	第一項の規定により事業団が解散した場合には、その認可又は承認を受けなかつたとき。
22	二 第二十三条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
23	三 第二十六条各号に掲げる方法以外の方法により国立大学寄託金、助成勘定に属する資金又は寄託金運用業務に係る業務上の余裕金を運用したとき。
24	四 第二十九条第一項、第三十三条第一項若しくは第四項又は前条の認可をしようとするとき。
25	（施行期日）
26	四 第四十三条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
27	（附 則 抄）

(施行期日)	第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(課税の特例)	第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けたる名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(施行期日)	第五条 この法律の施行の際現に国立研究開発法人科学技術振興機構の理事である者の任期（補欠の理事の任期を含む。）については、第九条の規定による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 （政令への委任）
(施行期日)	第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 （罰則の適用に関する経過措置）
(施行期日)	第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則（令和三年一月三日法律第二号）